

令和7年3月  
植物防疫課

## 「総合防除実践ガイドンス（仮称）」の策定について（検討の方向性）

### 総論

- ・「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針（平成17年9月30日付け17消安第6260号消費・安全局長通知）」（以下「現指針」という。）策定以降の病虫害・雑草防除（以下単に「病虫害防除」という。）を取り巻く環境や農政を含めた情勢の変化に鑑みて、現指針に替わる総合防除実践ガイドンス（仮称）の策定を行う。
- ・総合防除実践ガイドンスは、改正植物防疫法及び総合防除基本指針の下に、総合防除を病虫害防除の基本として、現場で問題となっている病虫害・雑草への対応を可能とするため、総合防除の目的や実践の具体的考え方、推進の方向性等を示すことにより、広く農業者・防除指導者等による理解を深め、その現場普及に資するものとする。当該ガイドンスに基づき、都道府県による「予防・予察」に重点を置いた総合防除実践指標（仮称）の策定及び見直し、地域の課題に即した農業者団体や農業者自身等によるその利活用、総合防除の考え方に基づく病虫害防除の実践に必要な様々な関係者による連携の推進を図る。

### 各論

1. 名称は、「総合防除実践ガイドンス（仮称）」（以下「新ガイドンス」という。）とする。  
注）植物防疫法に基づく総合防除基本指針との関係から、「指針」の表現を用いない仮称を設定しているところだが、新ガイドンスの現場への浸透を含め、適当な名称について検討会の中で意見をいただきたい。

#### 2. 改正方針（項目及び記載事項）について

##### （1）趣旨

改正植物防疫法のほか、食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立等の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定める改正食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）において、農業の持続的な発展に関する施策として伝染性疾病等の発生予防等に係る規定（第41条）が新設されたこと等も踏まえ、農業環境を取り巻く情勢の変化に対応する今後の求められる病虫害防除の姿として、総合防除の考え方に基づく病虫害防除の実践や、指導者や伴走者を含む体制整備の必要性を示す。

##### （2）総合防除（IPM）の推進

###### ①総合防除の基本的な考え方等

改正植物防疫法に総合防除の定義が置かれ、総合防除を推進する仕組みが規定されたことに鑑みて、総合防除の考え方や目的について、以下の方向性で整理・見直しを

行う。

考え方について：現指針が策定されて以降、IPM（Integrated Pest Management）に対する国際的な考え方は変わっていないものの、新ガイドンスでは、これまでの“総合的病害虫・雑草管理”に替わり“総合防除”の表現を用いることとなるほか、国内では過去に Integrated Control に対する表現として「総合防除」が用いられていた経緯があることから、改正植物防疫法に規定される“総合防除”は“IPM”の考え方に即した表現であることの説明を含め、国際的な IPM の定義を踏まえて、その基本的な考え方を改めて整理する。

目的について：現指針では、環境保全を重視した施策の展開を図るための手段として総合的病害虫・雑草防除（IPM）が位置づけられているが、このことが、指導者及び農業者ともに、IPM に対する心理的及び実践的ハードルとなっている可能性が考えられる。

このことから、改正植物防疫法に即して、総合防除は、病害虫の発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするための手段であること、その考え方に沿った病害虫防除を実践することにより農業生産の安全及び助長が図られることを、総合防除の普及及び推進を図る主たる目的として整理する。

その上で、主たる目的を構成する農業政策の具体的な事項ごとに、改正基本法に即した農政の方向性や病害虫・雑草防除に係る諸課題に鑑みて、総合防除の考え方に沿った病害虫防除を実践することのメリットとともに具体的な取組内容を例示する。

#### <記載する事項>

食料の安定的な供給、農業の持続的な発展

- －国内の農業生産の増大：防除対策が困難な病害虫・雑草への対応、農薬の適正使用を含めた薬剤抵抗性の管理、地域全体での病害虫防除の在り方や体制の見直し 等
- －付加価値の向上、輸出の促進：利用可能な農薬が限られるマイナー作物における防除体系の確立、輸出先国の残留農薬基準に適合する防除体系の確立 等
- －環境と調和のとれた食料システムの確立：化学農薬による環境負荷の低減、生物多様性の保全、有機農業の取組拡大 等

#### <考えられるメリット>

防除対策が困難な病害虫・雑草に対する効果的防除体系の確立、防除に要するコスト及び労力の削減、使用可能な農薬が限られるマイナー作物や有機農産物の生産拡大に資する病害虫防除の実施、薬剤抵抗性の発達抑制及び使用可能な農薬の確保、輸出先国の残留農薬基準に適合した農産物生産による輸出促進、環境保全型農業の実践 等

## ②総合防除の基本的な実践方法

以下の点を踏まえ整理・見直しを行う。

- 一 現指針で示す IPM の体系図（予防的措置・判断・防除）の 3 つの骨格を維持しつつ、改正植物防疫法及び総合防除基本指針も踏まえて、「予防・予察」の観点に重点を置くとともに、3 つの骨格を構成する具体的かつ一般的な取組内容を、耕種的防除・物理的防除・生物的防除・化学的防除の観点から分類しつつ、考え方と共に整理する。なお、予防・判断・防除の 3 つの骨格から構成される段階は一方的なものではないことに留意するとともに、病虫害・雑草の発生を予防するための農薬使用（生物防除資材を含む。）については、その使用のあり方を整理する。
- 一 総合防除の推進体制（国、都道府県、市町村、試験研究機関、農業者団体、民間事業者等との具体的な連携）や、専門的知見・資格を有する者又は農業支援サービス事業者等を指導者又は伴走者として利活用を図ることについて記載する。

## ③発生予察情報の活用について

改正植物防疫法に基づき、総合防除の推進（特に判断）に必要な事項である発生予察について、その基本的考え方や総合防除における必要性を記載する。特に、国や都道府県による発生予察事業の実施及び発生予察情報の提供のあり方、農業者団体及び農業者自身による発生予察情報の活用については、既に社会実装がされている AI や ICT 技術等の活用も踏まえつつ記載する。

## ④総合防除実践指標（仮称）の策定について

総合防除実践指標の位置付けとして、以下の 2 つの観点から考え方を整理する。

- 一 農業者自身が総合防除の実践に必要な取組（防除手段）の内容を具体的かつ容易に認識するとともに、実施可能性や経済性も考慮しつつ、自身の栽培体系に即して適切な措置を総合的に選択するなど、目標設定並びに各取組の確認及び評価を行うための管理ツール。
- 一 都道府県の総合防除計画に示される病虫害の種類ごとの総合防除の内容を反映させる等により、都道府県や農業者団体など防除指導を行う者が、作物ごとに、適切な病虫害・雑草管理に必要な防除手段を農業者に示すことができる指導ツール。  
また、今後、地域全体での防除体制の整備や、「予防・予察」に重点を置く観点から実践指標の策定を推進するよう、実践指標の策定の必要性や、管理ポイント（総合防除を実践する上で必要な農作業の工程における具体的な取組内容）の考え方や策定上の留意点、同指標に基づく総合防除の具体的な推進方策を記載する。

注）食料・農業・農村基本計画 骨子（案）においては、食料安全保障の確保に関する目標や施策の有効性を示す KPI の例として、総合防除実践指標（仮称）策定数が掲げられていることから、同計画の策定に係る議論も踏まえながら取りまとめることとする。

⑤総合防除の推進における課題及び解決に向けた方向性

農薬だけに依存した対処的な防除から、中長期的に見て、効果的・低コスト・省力的、かつ持続的な「総合防除」に移行していく必要がある。このため、ヒト（実践農業者や指導体制の構築）、モノ（技術確立及びその普及）、カネ（資材／機器に要するコスト）の観点から、現在の課題及び解決の方向性を整理する。特に、総合防除を実践することのメリットに係る農業者の理解を醸成するために必要な情報や、消費者を含め総合防除に関わる関係者のメリット等も整理する。

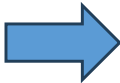
個別の農家の防除だけでは限界もあり、生産現場の周りの環境や生態系の力なども活用するほか、地域全体での防除の在り方や体制を変えていかなければならないことから、地域（ネットワーク）での病害虫防除に係る取組を推進するために必要な事項についても整理する。

（3）新ガイドンスの見直し

総合防除基本指針に準じて、最新の科学的知見や、国内での病害虫・雑草の発生状況及び動向を踏まえ、定期的な新ガイドンスの見直しの必要性を記載する。

# 総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直し方針（概要）

総合的病害虫・雑草管理  
（IPM）実践指針



総合防除実践ガイドライン  
（仮称）

## 趣旨

- ・ 農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図り、環境保全を重視した病害虫・雑草防除（IPM）の推進を図る。
- ・ 改正植物防疫法（以下「法」という。）及び改正食料・農業・農村基本法等をはじめとして、様々な情勢の変化に対応した病害虫・雑草防除の姿として、総合防除の実践や、広域防除体制の整備等の推進を図る。

## IPM/総合防除の目的

- ・ IPMの実践により、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小限にし、農業全体を環境保全を重視したものに転換することにより、消費者に支持される食料供給を実現する。
  - ・ 総合防除の実践等により、防除が困難な病害虫・雑草の増加に対応し、植物防疫法の目的である農業生産の安全及び助長を図り、農業の持続的な発展を通じて食料の安定的な供給を実現する。
- （メリット）経済的に受け入れ可能なコストにより、安全で消費者に信頼される農産物の安定生産を確保。
- （メリット）農薬だけに依存した対処的な防除から、中長期的に見て、効果的、低コスト、省力的かつ持続的な生産体系の導入。薬剤抵抗性の管理等に寄与。

## 推進を図るために示す内容

- ・ 「予防的措置」・「判断」・「防除」の3点からなるIPMの体系図を明示。
- ・ 都道府県にIPM実践指標の策定を推奨。農業者が目標設定、取組の確認及び評価に活用する管理ツールとして、必要性及び活用方策等を整理。
- ・ 体系図と共に、「予防」及び「判断」に重点を置くために、具体的に農業者が実践すべき措置を例示。
- ・ 発生予察情報の活用、サービス事業体等を活用した広域防除の推進。
- ・ 都道府県に総合防除実践指標（仮称）の策定を推奨。農業者が活用する管理ツールのみならず、防除指導者が活用する指導ツールとして必要性や活用方策等を整理。